

様式第7号（第8条関係）

令和3年か生活指令第31号
令和3年3月25日

一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所 土浦市西根南二丁目11番21号
氏名 株式会社 伊東商事
代表取締役 伊東 博幸

複写無効

かすみがうら市長 坪井 透

令和3年2月19日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第55号
営業所の所在地	稲敷郡阿見町実穀1269番地20
営業所の名称	株式会社 伊東商事 阿見営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(事業系ごみ・木くず・ 特定家庭用機器再商品化法対象物・生ごみ)
収集運搬及び処分の別	収集・運搬 特定家庭用機器再商品化法対象物については運搬(搬入のみ)に限る
営業の区域	かすみがうら市内(事業計画書のとおり) 特定家庭用機器再商品化法対象物：家電リサイクル法に係る指定引取場所への搬入
許可期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
許可条件	裏面のとおり

※許可の変更状況

令和3年4月1日 許可

許可条件

複写無効

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等、関係法令及び許可申請書に付した誓約書の各事項を遵守すること。
- 2 業務遂行にあたっては、市及び関係機関と調整を図り、市の指示に従うこと。
- 3 許可業務に供する収集運搬車両は次のとおりとし、車検または事故等により当該車両以外の車両を使用する場合は、速やかに届け出ること。

車名	車両番号	最大積載量	車両の形状
・いすゞ	土浦100 い 2795	3,950kg	脱着装置付コンテナ専用車
・いすゞ	土浦100 か 7009	7,200kg	脱着装置付コンテナ専用車
・いすゞ	土浦11 き 5046	4,000kg	キャブオーバ
・いすゞ	土浦400 あ 2059	2,000kg	キャブオーバ
・いすゞ	土浦100 あ 4550	4,000kg	脱着装置付コンテナ専用車
・いすゞ	土浦100 あ 1904	2,400kg	キャブオーバ
・いすゞ	土浦100 い 3555	1,850kg	キャブオーバ
・いすゞ	土浦100 か 3474	11,300kg	バン
・日野	土浦100 い 4119	2,000kg	バン
・いすゞ	土浦100 き 75	8,200kg	脱着装置付コンテナ専用車
・日野	土浦800 か 1422	3,750kg	塵芥車
・UDトラック	土浦800 か 1200	4,100kg	塵芥車

- 4 取扱廃棄物の許可品目及び搬入先については下記のとおりとし、また、指定する搬入先の処理能力範囲内で収集運搬を行うこと。

(一般廃棄物)

◎事業系ごみ

- ・搬入先 小美玉市高崎1824-2
霞台厚生施設組合 霞台クリーンセンターみらい

◎木くず

- ・搬入先 つくば市片田字浦割東499番地
株式会社 ヤマゲン つくば工場

◎生ごみ

- ・搬入先 土浦市東中貫町6番8
日立セメント 株式会社 神立資源リサイクルセンターバイオプラント

◎特定家庭用機器再商品化法対象物

(指定引取場所)

- ・搬入先 かすみがうら市央倉5685番地1
イバラキ流通サービス 株式会社

- 5 事業計画書のとおり事業を遂行すること。

※排出事業所 かすみがうら市央倉4258-7 (株)アイメタルテクノロジー
かすみがうら市戸崎725 (株)グリーンエクスプレス

- 6 許可車両を表示すること。また、事業系ごみの収集運搬を行う場合には事業系ごみ専用車である旨を表示すること。
- 7 事故又は紛争等が生じた時は、速やかに報告し、必要な措置を講じること。
- 8 運搬車については、運搬業務中に荷台から飛散しないよう必要な措置を講じること。
- 9 処理業(収集運搬業)に係る一般廃棄物について、種類ごとに帳簿等を整理し、前月の実績を毎月10日までに報告すること。



- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3に該当した場合は事業の全部又は一部の停止をすることとする。また、同法第7条の4第1項及び第2項に該当するときは、許可の取消しをすることとする。

複写無効

